

I 調査結果の概要

人事院は、『一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）』の適用を受ける職員、『一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）』の適用を受ける職員及び『一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）』の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的として、毎年「国家公務員給与等実態調査」を実施している。

調査は、例年、1月15日現在に在職する給与法等の適用を受ける職員を対象とし、その後の離職等及び昇給・昇格等の状況に基づき4月1日現在の人員及び給与等の実態を把握するものである。

具体的には、平成28年1月15日現在の人員（259,772人）から、1月16日から4月1日までの間の離職者等（6,148人）を除くとともに、この間に昇給・昇格等をした者についてはこれらを反映させている。

平成28年4月1日現在の人員は253,624人、平均年齢43.3歳、平均給与月額（俸給及び諸手当の合計）は417,394円であった。

なお、1月16日から4月1日までの間の新規採用者（8,019人）及び再任用職員（10,435人）は、上記4月1日現在の人員には含まれていない。